

2022年5月12日

各位

会社名 ニッコー株式会社
代表者名 代表取締役社長 三谷 明子
(コード番号 5343 名証メイン)
問合せ先 取締役サービス本部長 布川 一哉
(TEL. 076-276-2121)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更について、2022年6月24日開催予定の第97回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。

(2) 変更の内容

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<u>第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)
(新設)	<u>第15条 (電子提供措置等)</u> 1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
(新設)	<p>(附則)</p> <p>1. <u>現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

(3) 効力発生日

2022年6月24日(金)

2. その他

定款変更のための定時株主総会開催日

2022年6月24日(金)

定款変更の効力発生日

2022年6月24日(金)

以 上